

第17号議案

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

消防団員の処遇の改善を図ることを目的として消防団員の報酬等の基準が定められたことを踏まえ、消防団員の出動報酬に係る規定を設ける等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団条例（昭和28年芦屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 招集の命令を受けない場合でも、管内に<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知つたときは、出動指令書に従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、別表第1に定める額の年額報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める額の出勤報酬を支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 招集の命令を受けない場合でも、管内に<u>水火災その他の災害</u>の発生を知つたときは、出動指令書に従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条</p> <p>団員には、別表第1に定める額の<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>団員が水火災、警戒及び訓練に出勤したときは、別表第2に定める費用を弁償する。</u></p>

改正後				改正前			
<p>団員が職務のため旅行するときは、その費用の弁償として、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定を準用し、別表第3によつて旅費を支給する。</p> <p>2 前条に規定する報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて直接支給するものとする。</p>				<p>2 団員が職務のため旅行するときは、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定を準用し、別表第3によつて旅費を支給する。</p>			
別表第1（第13条関係）				別表第1（第13条関係）			
区分	支給単位	金額	摘要	区分	支給単位	金額	摘要
団長～班長	(略)		(略)	団長～班長	(略)		(略)
その他の団員	"	36,500		その他の団員	"	36,000	
別表第2（第13条関係）				別表第2（第14条関係）			
種類	基本額		加算額	種類	基本額		加算額
	4時間以内	4時間を超え 8時間以内			8時間を超える 1時間につき	4時間以内	
災害の職務に従事したとき。	1回 4,700円	1回 9,400円	1,200円	水火災に出動したとき。	1回 4,100円	1回 8,200円	1,000円
警戒及び訓練等の職務に従事したとき。	1回 4,000円	1回 8,000円	1,000円	警戒及び訓練に出動したとき。	1回 3,200円	1回 6,400円	800円
食事を必要としたとき。	(略)			食事を必要としたとき。	(略)		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市消防団条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

消防団員の処遇の改善を図ることを目的として消防団員の報酬等の基準が定められたことを踏まえ、消防団員の出動報酬に係る規定を設ける等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 消防団員の報酬を年額報酬と出動報酬の二種類とし、これまで消防団員が災害等の職務に従事した場合に支給してきた費用弁償を、出動報酬として支給するよう改めるとともに、その額を次のとおり定める。

(第13条, 第14条及び別表第2関係)

改正案	現行
<u>出動報酬</u>	<u>費用弁償</u>
<u>災害の職務に従事したとき</u>	<u>水火災に出動したとき</u>
4時間以内 1回 <u>4,700円</u>	4時間以内 1回 <u>4,100円</u>
4時間超8時間以内 1回 <u>9,400円</u>	4時間超8時間以内 1回 <u>8,200円</u>
8時間超 1時間につき <u>1,200円</u>	8時間超 1時間につき <u>1,000円</u>
<u>警戒及び訓練等の職務に従事したとき</u>	<u>警戒及び訓練に出動したとき</u>
4時間以内 1回 <u>4,000円</u>	4時間以内 1回 <u>3,200円</u>
4時間超8時間以内 1回 <u>8,000円</u>	4時間超8時間以内 1回 <u>6,400円</u>
8時間超 1時間につき <u>1,000円</u>	8時間超 1時間につき <u>800円</u>
<u>食事を必要としたとき</u>	<u>食事を必要としたとき</u>
4時間につき1食として 800円	4時間につき1食として 800円

- (2) 消防団員のうち、その他の団員の年額報酬を次のとおり改める。

(別表第1関係)

改正案	現行
団長 183,000円	団長 183,000円
副団長 103,000円	副団長 103,000円
分団長 80,000円	分団長 80,000円
副分団長 68,000円	副分団長 68,000円
部長 58,000円	部長 58,000円
班長 47,000円	班長 47,000円
その他の団員 <u>36,500円</u>	その他の団員 <u>36,000円</u>

(3) 報酬及び費用弁償は，消防団員個人に対し，活動記録等に基づいて直接支給する旨を明記する。(第14条関係)

(4) その他規定の整理

3 施行期日

令和4年4月1日